

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第171回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第171回食品安全委員会議事概要

平成18年12月14日(木) 14:00~14:40

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート)について

- ・厚生労働省からの説明。
- ・11月13日付けの食品健康影響評価要請(乳等に使用できる容器包装として、ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を追加すること)の取り下げと、改めての12月11日付けの評価要請(乳等に使用できる容器包装の原材料として、ポリエチレンテレフタレートを追加すること)について説明があった。
- ・器具・容器包装専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1) 乳等とは牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームのことです。ポリエチレンテレフタレートとは、ペットボトルの主成分で、「PET」と略称することもあります。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では飲用ボトルやトレー等に使用されています。

(2) 添加物専門調査会における審議状況について

1) 「次亜塩素酸水」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局より説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 殺菌料で、塩酸又は食塩水等を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液です。同様のハロゲン系の殺菌料として、次亜塩素酸ナトリウム及び高度サラシ粉が食品添加物として指定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 動物用医薬品 フルニキシンメグルミンを有効成分とする製造用原体(バナミン)及び馬の消炎鎮痛剤(バナミン注射液5%)の再審査に係る食品健康影響評価について

2) 動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)に係る食品健康影響評価について

- ・事務局より説明。
- ・「フルニキシンの一日摂取許容量(ADI)を0.0098mg/kg体重/日と設定する」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省・厚生労働省)へ通知することとなった。
- ・「ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)については、適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省・厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 馬の運動器疾患に伴う炎症及び疼痛(とうつう・ずきずきした痛み)の緩和、疝痛(せんつう・激しい発作性の腹痛)などの鎮痛に用いられています。

2) ケラチナーゼを主成分とし、プリオンたん白質の汚染除去の目的で、と畜処理あるいは検査等に使用された器具の洗浄に用いられます。

ケラチナーゼは難分解性たん白質であるケラチンたん白質(毛髪、爪等の上皮や細胞の骨格を構成する主要な線維状のたん白質)を加水分解する酵素の俗称です。

(4) 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

- ・事務局より報告。
- ・案について了承され、企画専門調査会に対し、調査審議を求めることとなった。

(5) リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項について

- ・事務局より報告。
- ・委員から、リスク認知をリスク評価に近づける必要性、専門調査会でのより積極的な審議への期待、透明性確保の重要性等について指摘があった。
- ・案について了承され、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、調査審議を求めることとなった。

(6) その他

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー